

平成29年度 第1回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
平成29年度第1回評議員会議事録

1. 日 時 平成29年4月28日(金) 午後2時～午後2時30分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 会議室

3. 出席者

評議員総数 8名

評議員出席者 7名

評議員	樋口 麻人	評議員	武本 夕香子
評議員	迫田 博幸	評議員	原田 賀代子
評議員	阪上 繁昭	評議員	柴田 幹男
評議員	常岡 豊		

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 溝端 義男 監 事 細川 健二

開会にあたり、定款第9条第2項の規定により評議員の互選により議長の選出となるが、評議員会の申し合わせにより樋口評議員が議長となり、定款第13条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の評議員2名を定款第14条第2項の規定により選任して議事に入った。

議事録署名人 武本 夕香子

議事録署名人 迫田 博幸

4. 議 案 議案第1号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」
5. 議 長 樋口 麻人
6. 議事録作成者 谷知 とも子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 みなさん、こんにちは。
本日は、お忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。
定刻になりましたので、ただいまより平成29年度第1回社会福祉法人伊丹市社

会福祉事業団評議員会を開催いたします。

(2) 委嘱状交付

○事務局 それでは、本日は新評議員の皆さまがお集まりいただきました最初の評議員会となりますので、ここで委嘱状の交付をさせていただきたいと思えます。

それでは理事長、よろしく申し上げます。

※委嘱状の交付（理事長より各評議員座席へ）

○事務局 次に本日は、最初の評議員会となりますので、定款と評議員の職務等について、ご説明をさせていただきます。

本日の資料として配付しております参考1「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 定款」をご覧ください。

それでは、定款の2ページの第2章 評議員の第5条以降をご覧ください。

はじめに、定款第5条ですが、評議員の定数につきましては、改正社会福祉法第40条第3項において、「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。」とされておりまして、当法人では、「評議員の定数は、7名以上9名以内」と規定しております。

次に、第6条、評議員の選任及び解任につきましては、評議員選任・解任委員会を設置し、委員会において選任・解任を行うことを規定しております。

また、第2項では、委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名、計5名で構成することを規定しております。

第3項から第5項にかけては、委員会の運営に関する所要事項を規定しております。

次に、第7条、評議員の任期につきましては、「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。」と規定し、以下、評議員に欠員が生じた際の所要事項を規定しております。

よって、評議員の皆様は、今回は平成32年度の定時評議員会の終結の時まで、具体的には平成33年6月に開催予定の定時評議員会の終結の時までとなります。

次に、第8条、評議員の報酬等でございますが、「各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる」と規定しております。

次に、第3章、評議員会の役割等について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、第9条で評議員会の構成を規定しております。

次に、第10条、権限では、評議員会の決議事項を、

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項と、規定しております。

評議員会につきましては、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、理事・監事の選任・解任等を通じて、事後的に法人運営を監督する機関として位置づけられることとなります。

なお、従来の評議員会に対して諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は、理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は、改正社会福祉法第45条の8第2項において、「法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。」と規定されておりますことから、評議員の決議事項は、定款例でも示されております、この9項目を規定しております。

次に、第11条、評議員会の開催につきましては、「定時評議員会として、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。」としておりまして、第10条第4号に規定する計算書類の承認を定時評議員会に諮るほか、その他第10条各号に規定する事項について決議をお願いする必要がある場合に開催することとしております。

また、第12条から第14条にかけましては、評議員会の召集、決議、議事録について規定しております。

以上、簡単ではございますが、定款に定めております評議員の職務等及び、評議員会の役割等についての説明とさせていただきます。

○事務局 開会にあたりまして、当法人 奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(3) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

○事務局 ありがとうございます。

○事務局 それでは、本日もご出席の評議員の皆様のご紹介に移らせていただきます。
お手元にお配りしております評議員名簿をご覧ください。
恐れ入りますが、お席の順に沿って自己紹介をお願いいたします。

(4) 理事及び監事紹介

○事務局 それでは、武本評議員よりお願いいたします。
次に、原田評議員、お願いいたします。
次に、阪上評議員、お願いいたします。
次に、柴田評議員、お願いいたします。
次に、迫田評議員、お願いいたします。
次に、樋口評議員、お願いいたします。
次に、常岡評議員、お願いいたします。

また、本日は監事の皆さまにもご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

溝端監事、お願いいたします。
細川監事、お願いいたします。

(5) 法人役職員紹介

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。
当法人、奥田理事長でございます。
当法人、常務理事兼事務局長、林でございます。
法人経営本部長、岸部でございます。
法人事業本部長、米花でございます。
事務局次長、池内でございます。
総務課長の橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(6) 議長選出

○事務局 それでは、評議員会を開催させていただくにあたりまして、議長の選出を行いたいと思います。

定款細則第9条第2項の規定により「議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、樋口評議員を議長に推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、樋口評議員の方で議長を お願いしたいと思います。

[樋口評議員 議長席へ移動]

○議長 それでは、議長をさせていただきます樋口でございます。
宜しく願いいたします。

(7) 出席状況

○議長 まず、議事に入らせていただきます前に評議員の出席状況について報告いたします。

本日の出席評議員は、7名でございますので、定款第13条第1項に定める評議員8名の過半数を充たしておりますので本評議員会は成立いたします。

(8) 議事録署名人の選任

○議長 次に、定款第14条第2項の規定により議長の他に議事録の署名人2名を選任する必要がありますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[議長一任]

○議長 議長一任のお声がありましたので、私から指名させていただきます。
武本評議員さん・迫田評議員さんをお願いします。

(9) 議事

○議長 それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、議案が1件でございます。

それではまず、議案第1号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

今回の規則の制定につきましては、議案書1ページの下段の理由でございますように、4月1日よりご就任いただいております当法人の評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を規定するものでございます。

それでは、規則の具体的な内容について、ご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

まず、第1条(目的)では、(評議員の報酬等)を評議員につきましては、定款第8条で、また理事及び監事につきましては、同じく定款第21条の規定に基づい

て定めることを規定しております。

ここで、お手元にお配りしております参考1「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款」をご覧ください。

まず、2ページにございます第8条の（評議員の報酬等）におきましては、「評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」と規定しております。

また、5ページにございます第21条の（役員の報酬等）におきましては、「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」と規定しておりますことから、今回、本規則を定めまして、評議員の皆さまの議決をいただくとするものであります。

次に第2条（定義等）では、用語の定義を定めておりまして、第1号では、理事及び監事を併せて役員と定め、また役員と評議員を併せて役員等と定めております。次に第2号では、常勤役員とは、役員のうち週3日以上勤務する者を常勤役員と定めております。

次に第3条（報酬の支給等）では、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することを定めておりますが、ただし書き以降におきまして、「伊丹市の特別職の職員及び一般職の職員の身分を有する者、及び事業団の職員の身分を有する者で役員等に選任された者は無給とする。」ことを定めております。

また第2項では、常勤役員の報酬の総額を、別表1のとおり「1人につき 年額550万円以内」と定めております。

また第4項では、常勤役員以外の役員等の報酬は、別表第2のとおり、「1人につき 日額10,700円」と定めております。

なお報酬の額につきましては、伊丹市が定める、「特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例」の別表にあります附属機関の委員の日額（10,700円）に準じた金額とするものであります。

また、総額につきましては、定款第8条で、既に総額を定めております評議員及び常勤役員以外の役員の各年度の報酬の総額を、100万円を超えないものとする
ことを定めております。

次に第4条（報酬の支払いと控除）では、報酬の支払方法及び源泉所得税など法令上、控除すべき額について定めております。

次に第5条（通勤手当）では、常勤役員に対し、職員の支給基準に準じて通勤手当を支給することを定めております。

次に第6条（改廃）では、この規則の改廃については、評議員会の決議により行うことを定めております。

次に第7条（補足）では、この規則に定めるもののほかで必要な事項については、理事長が別に定めることを規定しております。

なお、附則につきましては、この規則の施行日を、評議員会の議決日とし、適用

につきましては、本年4月1日からとしようとするものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第1号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にならぬでございますので、議案第1号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することに異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 ご異議がないようでございますので、議案第1号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則の制定について」につきましては、原案どおり決しました。

○議長 本日の議事はこれをもちまして終了とさせていただきます。

○議長 この他にはよろしいでしょうか。

○事務局 本日は評議員会にご出席いただきましてありがとうございます。
さて、次回6月の定時評議員会の開催の日程について、評議員の皆様と調整をさせていただいていたところではございますが、調整の結果、事務局といたしましては6月26日（月）午後2時から開催をしたいと考えております。場所はいきいきプラザ3階の会議室でございます。議案等の詳細につきましては、後日文章にて改めて評議員の皆様にご郵送させていただきますが、取り急ぎこの場をお借りいたしましてご報告だけさせていただきます。ご多忙の折とは存じますが、ご出席の程、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長 評議員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。これをもちまして本日の評議員会は閉会といたします。
本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後２時３０分に閉会した。
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者